事　務　連　絡
令和２年１月30日

各市町立小・中・義務教育学校長　様

埼玉県教育局東部教育事務所長

退職手当調整額未払への対応について

標記の件につきまして、県教育局教育総務部教職員課から下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。教職員の方への周知をお願いいたします。

記

１　未払が生じている方は、臨時的任用教員（教諭・養護教諭）として任用され、平成２７年度以降に任期満了や死亡退職により退職手当が支給された方です。
　※　自己都合退職の場合は該当となりません。
　※　助教諭・講師は該当となりません。

２　未払が生じている方には２月５日（水）頃に、県教育局教育総務部教職員課から直接、文書が到達する予定です。

総務・給与担当
TEL：０４８－７３７－２７２７
mail:n3727273@pref.saitama.lg.jp